

協会けんぽ OSAKA

令和5年度 被扶養者資格再確認にご協力をお願いします

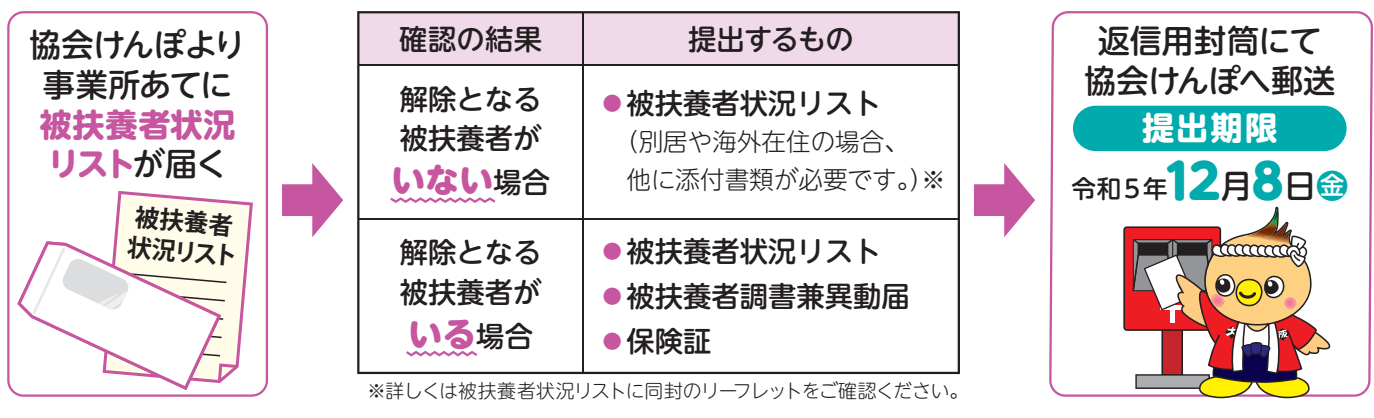
協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者を対象に、現在も被扶養者資格を満たしているかどうかの再確認を毎年度実施しております。
被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけではなく、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



令和4年度の実施結果	被扶養者から解除された人数……………	約7.8万人
	高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）……………	約9億円

確認対象 令和5年4月1日において 18歳以上の被扶養者 （4月1日以降に被扶養者となった方は対象外） ※該当者がいない事業所にはお送りいたしません。	送付時期 令和5年10月下旬～ 令和5年11月上旬 （順次送付）
--	--

ご提出までの流れ



令和5年10月～令和6年3月 被保険者ご本人さま向け集団健診を開催します

対象 今年度に生活習慣病予防健診をまだ受けられていない
35歳～74歳の被保険者

会場や予約の案内はホームページに掲載しております。
ご確認のうえ、実施の健診機関に直接お問い合わせください。



どんな健診？

土日を中心に各地域の公民館などで受けられる健診です。
令和5年4月から生活習慣病予防健診費用が引き下げとなり、
最大7,169円 → 最大5,282円となります。



はり・きゅう施術は、どんな時に健康保険が使えるの？

健康保険で施術を受ける際には、**対象傷病**に関する**医師の同意書（診断書）**が必要になります。
医師より交付された同意書（診断書）を鍼灸院等に提出してください。



対象傷病

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症

医師による適当な治療手段がないものになります。なお、慢性的な疼痛を主症とする上記病名に類するものも対象となる場合があります。

医師の同意書（診断書）

- 同意書（診断書）発行の際には、医師の診察を受けてください。なお、オンライン診療により交付された同意書（診断書）は認められません。
- 継続してはり・きゅう施術を受ける場合、6か月に一度は必ず医師の再同意書が必要になります。



健康保険が使えない場合があります

医師の治療との併用

同一病名（症例）の治療*を医療機関と併用して受けている場合、健康保険の対象となりません。*診察・検査は治療に含みませんが、投薬（内服薬・シップ）や注射等は治療にあたります。

あんま・マッサージとの併用

同一病名（症例）にて、あんま・マッサージの保険施術を受けている場合は、健康保険の対象となりません。

年金事務所内出張窓口の終了・開設日の変更について

年金事務所内の協会けんぽ出張窓口につきまして、終了または開設日の変更を実施いたしました。
ご不便をおかけしますが、給付金等の申請書は郵送による提出をお願いいたします。

詳細は
こちらから
ご確認
いただけます

堺 東 東大阪 守口 年金事務所内の出張窓口の開設日を変更いたしました。

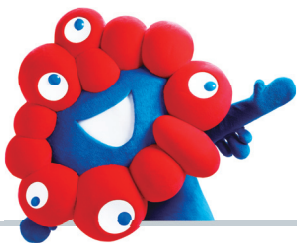
変更後の開設日
(令和5年9月～)

毎月1日から5日および25日から月末日までの平日

※6日～24日は閉鎖しています。※3か所とも令和6年3月29日(金)をもって終了いたします。



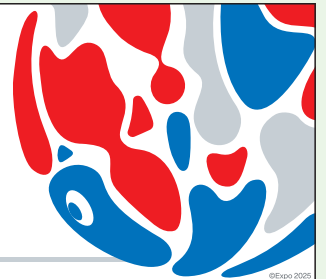
市岡年金事務所内の出張窓口は、**令和5年8月31日(木)**をもって終了いたしました。
長らくのご利用ありがとうございました。



Join 2025

2025年日本国際博覧会

開催 2025年4月13日(日) - 10月13日(月) 開催 大阪 夢洲(ゆめしま)



協会けんぽ大阪支部は「2025年大阪・関西万博」のPRにサプライヤーとして協賛しています。

お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

電話

06-7711-4300 (自動音声案内)

おかけ間違いにご注意ください

受付時間

8:30～17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)